



■相続税・贈与税の納税義務者について■

相続税及び贈与税の納税義務者について確認したいと思います。相続税の納税義務者は、「相続や遺贈（死因贈与を含む）によって財産を取得した者（個人）」になります。贈与税の納税義務者は、「個人から贈与によって財産を取得した者（個人）」になります。

1 納税義務者

（1）無制限納税義務者

無制限納税義務者とは、相続税法第 1 条の 3 第 1 項第 1 号又は第 1 条の 4 第 1 項第 1 号に掲げる「居住無制限納税義務者」又は相続税法第 1 条の 3 第 1 項第 2 号又は第 1 条の 4 第 1 項第 2 号に掲げる「非居住無制限納税義務者」をいいます。無制限納税義務者は、相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産の所在地がどこにあるかにかかわらず、取得した財産の全部に対して相続税又は贈与税の納税義務を負います（国内財産と国外財産の全財産が課税）。

（2）制限納税義務者

制限納税義務者とは、相続税法第 1 条の 3 第 1 項第 3 号又は第 1 条の 4 第 1 項第 3 号に掲げる「居住制限納税義務者」又は相続税法第 1 条の 3 第 1 項第 4 号又は第 1 条の 4 第 1 項第 4 号に掲げる「非居住制限納税義務者」をいいます。制限納税義務者は、相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産のうち、法施行地にあるものに対してだけ相続税又は贈与税の納税義務を負います（国内財産のみ課税）。

（3）特定納税義務者

特定納税義務者とは、相続又は遺贈により財産を取得しなかった個人で、被相続人から相続時精算課税の適用を受ける財産を贈与により取得していた者をいいます。特定納税義務者は、その相続時精算課税の適用を受けた財産について納税義務を負います。

2 個人以外の者が相続税・贈与税の納税義務者となる場合

（1）特別の法人から受ける利益に対する課税（相続税法第 65 条）

（2）人格のない社団又は財団等に対する課税（相続税法第 66 条第 1 項、第 2 項）

（3）持分の定めのない法人に対する課税（相続税法第 66 条第 4 項）

（4）特定の一般社団法人等に対する課税（相続税法第 66 条の 2）

一般社団法人等の理事である者（その一般社団法人等の理事でなくなった日から 5 年を経過していない者を含む。）が死亡した場合において、その一般社団法人等が特定一般社団法人等に該当するときは、その特定一般社団法人等はその死亡した者（被相続人）の相続開始時におけるその特定一般社団法人等の純資産額をその時におけるその特定一般社団法人等の同族理事の数に 1 を加えた数で除して計算した金額に相当する金額を被相続人から遺贈により取得したものとみなし、その特定一般社団法人等を個人とみなして、その特定一般社団法人等に相続税を課されます。

特定の一般社団法人等に対する課税は、平成 30 年度税制改正大綱において、一般社団法 人・一般財団法人に財産を移転することによる課税逃れを防止する観点から、課税の適正化を図るために創設されました。